

守秘義務および倫理に関する規程

令和4年10月10日

一般社団法人 福祉経営研究機構

(目的)

第1条 この規程は、福祉サービス第三者評価業務を実施するにあたり、評価機関、資格を有する評価員及びその補助者（以下「評価者」という）が遵守すべき、福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第17項（ウ）に定める守秘義務に関する事項及び同条同項（エ）に定める倫理に関する事項について定める。

(適用期間)

第2条 この規程は、評価者が評価機関を退職した後も適用を受けるものとする。

(サービス利用者等の人権尊重)

第3条 評価機関及び評価者は、第三者評価業務を実施する際、サービス利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、サービス利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重しなければならない。

(苦情窓口の設置)

第4条 評価機関は、当該第三者評価業務に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者及びその家族等に周知しなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第5条 評価機関及び評価者が収集する情報は、第三者評価業務実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価業務以外の目的に使用してはならない。

(守秘義務)

第6条 評価機関及び評価者は、第三者評価業務を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は当該評価契約終了後も同様である。

二 前項にかかわらず、緊急を要する事項（明らかな法令違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、監督行政機関等に事業者や利用者等に関する状況等の情報を提供できる。

(個別調査票の管理)

第7条 評価機関及び評価者は、第三者評価業務で実施したサービス利用者調査及び事業評価におけるサービス事業者の各職員の自己評価結果については、記入者が特定されないよう加工した上でサービス事業者に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその他の第三者に

漏洩しないよう第三者評価業務終了後に破棄する等の処理を行わなければならない。

(サービス利用者情報の保護)

第8条 評価者は、原則として訪問調査の際、サービス利用者及びその家族に関する情報が記載された書類は現地にて確認することとし事業所の外に持ち出してはならない。

(サービス事業者情報の保護)

第9条 評価者は、サービス事業者が業務上作成している内部資料については、原則として訪問調査の際、現地で確認することとし事業所の外に持ち出してはならない。ただしサービス事業者の同意がある場合にはこの限りではない。

(善管注意義務)

第10条 評価機関及び評価者は、第三者評価を実施する上で作成した評価資料、評価結果及び報告書を、善良なる管理者の注意をもって保管し、その後、廃棄処分することとする。保管期間中は、本件業務以外の用途に使用しないこととする。

以 上